

天草市国際交流市民ボランティア事業実施要領

1 目的

市民が国際交流活動を通じて、使用言語の異なる外国人への支援及び交流を促進することにより、多文化共生の地域社会づくりを推進することを目的とする。

2 天草市国際交流市民ボランティア（以下、「ボランティア」という。）の種類及び活動内容

ボランティアの種類及び活動内容は、次のとおりとする。

(1) 語学スタッフ

市などが行う各種事業において、日本語以外の言語を使用する者に対する通訳、案内及び文書の翻訳などを行う。

(2) ホストファミリースタッフ

外国からの訪問者を対象とする宿泊を伴う家庭滞在の受入れを行う。（語学力は特に必要ありません。）

(3) 国際交流スタッフ

市などが行う各種事業において、国際交流に係る事業の企画から運営まで、時間や興味に応じた協力を行う。（語学力は特に必要ありません。）

3 ボランティアの登録

ボランティアの登録を希望する人は、天草市にボランティアの登録を行う。

(1) 登録資格

次の要件をすべて満たしている者とする。

ア 市内に居住、通勤、通学など生活活動拠点がある18歳以上の者

イ ボランティア活動に関心と熱意がある者

ウ 2(1)語学スタッフについては、日本語及び日本語以外の言語を話し、または書くことができる者

(2) 登録方法

ボランティアの登録希望者は、「天草市国際交流市民ボランティア登録用紙（第1号様式）」を作成し、国際交流担当主管課へ提出する。

(3) 登録抹消

次のときには、ボランティアとしての登録を抹消する。

ア 本人からの申し出があったとき

イ 連絡が取れなくなったとき

ウ ボランティアとしてふさわしくない行為があったとき

4 活動依頼

(1) ボランティアを依頼する部署（以下、「依頼部署」という。）は、原則として希望日の2ヶ月前までに「天草市国際交流市民ボランティア活動依頼書（第2号様式）」を国際交流担当主管課へ直接提出する。

(2) 国際交流担当主管課は、上記(1)の依頼内容をボランティアに連絡し、ボランティアの調整を行い、依頼部署へ連絡する。

5 活動終了後の手続き

依頼部署及びボランティアは、活動終了後速やかに、国際担当主管課へ結果を報告する。

6 ボランティアへの謝金

ボランティアにかかわる経費については、市の基準額により支払うものとする。

7 守秘義務

ボランティアは、活動で知り得た個人情報・秘密を他に漏らしてはならない。
なお、ボランティア登録抹消後も同様とする。

附 則

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。